

令和3年度 第2回

適正化事業諮問委員会 議事録

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター

公益財団法人 関東貸切バス適正化センター
令和3年度 第2回適正化事業諮問委員会 議事録

1 日 時

令和4年3月14日（月） 午前10時30分～午前11時40分

2 場 所

埼玉県トラック総合会館5階 中会議室

3 議 題

第1号議案 令和4年度事業計画、収支予算及び資金計画について

第2号議案 令和4年度負担金の額及び徴収方法について

4 出席者 委員総数5名 出席委員5名

岩倉委員長、井上委員、小野委員、川中子委員、青山委員

理事2名

橋詰常務理事、島田理事、

オブザーバー1名

関東運輸局自動車交通部旅客第一課 生田貸切係長

事務局3名

小倉総務担当首席、縫島適正化指導員、大柴総務担当職員

5 会議の概要

(1) 定足数の確認及び議事録署名人の選出

岩倉議長が挨拶後に開会を宣し、本諮問委員会は、適正化事業諮問委員会規程第6条の定足数を満たしていることにより成立した旨を告げた。

議事録署名人として、議長及び青山委員を全員一致により選出。

(2) 議案の審議状況及び議決結果

(決議事項)

議長の求めに応じ、事務局から、令和4年2月28日付けで根本理事長より提出のあった諮問書の内容（第1号議案、第2号議案）について説明。

第1号議案 令和4年度事業計画、収支予算及び資金計画について

議長の求めに応じ、事務局から、道路運送法第43条の14に規定する令和4年度事業計画書（案）、センターの巡回指導業務の一部を地方バス協会に委託する契約書（案）について、また、収支予算（案）及び資金計画（案）について、

配布資料に基づき説明を行い、併せて、配布資料により資金調達及び設備投資の予定がないことを説明。

本議案に関する質疑応答は、以下のとおり。

(川中子委員) 事業計画書の1ページの令和3年度実績で、5の適正化事業指導員向けには外部講師を招いての研修会とあるが、具体的にどのような講師なのか。また研修はどのような内容か。

(事務局) プロの講師と関東運輸局に講師を依頼し、適正化事業指導員のスキルアップと最近の貸切バス事業の情勢についての研修を行う予定である。

(青山委員) 巡回指導は年1回とあるが、その様な指導方針なのか。全国一律なのか。また、旅費等については予算を減らして計画しているが、事業者数の減少している中で効率的に実施しているので結果として経費削減になっているのか、効率的な巡回指導方法を工夫しているのか確認したい。

(事務局) 国土交通省からの通達で全国の適正化機関で年1回の巡回指導を実施する運用方針となっている。なお、令和3年度に引き続き、非対面での方法による巡回指導も可能となっており、数人で書類の郵送による巡回指導も実施した。また、旅費の削減については、可能な限り公共交通機関の利用や巡回指導に伴う日当の支給を無くし、午前午後で2カ所の営業所に巡回するなど経費削減を図ることとしている。

(青山委員) 全部の事業者が非対面を希望したらどうなるのか。

(橋詰常務理事) 基本は対面での巡回指導であるが、国土交通省の方でコロナ禍の中、他の適正化機関から年1回の巡回指導が達成できないとの話を受けて、非対面での巡回指導の実施の案が出た。関東としては基本は訪問での巡回指導で非対面では実施しない方針であったが、年度末になりコロナを理由に訪問ができない事業者が出てきたため、数件ではあるが非対面での巡回指導となった。

(議長) 去年は雇用調整助成金等があったが、令和4年度予算では助成金等の収入はないのか。

(事務局) 令和4年度は助成金等の収入はない。

(議長) 報酬等を削減しての予算となっているが、この様なやり方で大丈夫なのか。

(事務局) コロナ禍の中事業者も厳しい状況なので、理事長を含め職員全員で令和4年度はこの予算で運営したいと考えている。

(議長) 国土交通省から何か助成金等サポートはないのか。

(生田貸切係長) 国土交通省からは、適正化機関への助成金等の具体的な話は予定していないとのことであり、現状では前向きな話はできない。事業者数がコロナ禍で減少しており、センターがかなり厳しい状況との認識はしている。

(議長) 事業者数の減少でセンターの運営が厳しくなるというのはおかしな話である。安定して運営できるよう国土交通省として検討いただけるとありがたい。

(生田貸切係長) 課題として検討したい。

(議長) 適正化センターを全国で立ち上げ5年が経過したが、事後評価として事故件数が減少しているとか統計的なデータはあるのか。国土交通省としてデータを積み上げているのか。

(生田貸切係長) 事故件数については事故の担当部署で統計を取っているが、巡回指導業務との関係でどのような効果があったかは、データとして入っていない。

(議長) コロナ禍で評価が難しくなっているが、適正化センターが機能していて効果が出て事故等が減少して安定しているのか、確認が取れば良いと思う。評価は必要だと思うので、確認のやり方や青山委員の年1回の実施等を含めて、国土交通省で議論いただきたい。

(生田貸切係長) 承知した。

審議の結果、全員一致で承認。

第2号議案 令和4年度負担金の額及び徴収方法について

議長の求めに応じ、事務局から、道路運送法第43条の15の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する令和4年度負担金の額及び徴収方法(案)について、配布資料により説明。

本議案に関する質疑応答は、以下のとおり。

(議長) 令和4年度の負担金の額の算出基礎で事業経費1億1338万とあるが、令和4年度の収支予算書のどこの数字なのか。

(事務局) 経常費用計の1億17,390千円から経常収益の寄附金と雑収入、経常増減額の赤字分の1000千円を引いた額となっている。

(議長) 人件費等を削減したことで、この負担金額になっているのか。負担金の額、人件費の削減、どちらを先に決めたのか。

(事務局) 新型コロナウイルス感染症の影響で貸切バス事業への影響が

依然として厳しい状況が続いていることから、今までで一番負担金額が高かった令和２年度の負担金額相当になるよう人件費等の削減を行った。

（議長）職員の人件費が約３５％の削減になる訳だが、問題ないのか。

（橋詰常務理事）巡回指導で事業者を訪問した際、コロナ禍での負担金の増額は説明が難しいことから、職員とも相談して令和２年度相当になるよう決定した。

（議長）持続性が心配である。

（議長）バス事業者としてはどうか。

（小野委員）負担金についてはセンターがスタートした以上仕方がないと感じているが、国土交通省の事業許可の更新制が精神面で重荷になっている。更新制で書類の作成で仕事量が増え事務職員の負担大きくなっており、審査に１年もかかると聞いている。国土交通省の負担も大きいと思うし、事業者から改善する余地はないのかという声が出ている。

島田理事から貸切バスの事業許可の更新制の概要について説明を行い、

（島田理事）代表者が法令試験を受けなければならないが、日本バス協会が行っている貸切バス事業者安全性評価認定制度のセーフティマークを持っていると代表者の法令試験が免除となっており、最近セーフティバスに申請する事業者が増えている。

（議長）巡回指導の評価が良ければ書類を削減するとか、セーフティバスと同じように連動させれば良いと思う。

（青山委員）セーフティバス認定が更新制のインセンティブになっているので、巡回指導もそれらの認定と連動して事業者の負担を減らすことができるような工夫をしていただきたい。今現在事業者が減少しているが、今後観光客や外国人旅行客が戻ってきたときに、安全性に対する適切な取り組みができていないバス事業者が出て来る方が怖いと思う。何とか今頑張っている事業者が事業を継続していただきたい。

（議長）重要な部分である。

（生田貸切係長）更新制については審査を担当する国側も負担が大きくなっているが、軽井沢の事故後二度とこの様な事故を起こさないという関係者の強い決意のもとこの更新制ができた。関東運輸局でも何件か更新時に不許可として退出となった事業者の例もあり、そういった意味では一定の効果がある。一方で事業者の

負担が大きいというのもそのとおりかと思う。ただ事故を起こさないという究極の目的があるので、ある程度の負担はいた仕方ないご理解いただきたい

(議長) 更新制、適正化機関、セーフティバスそれぞれバラバラにやっているから、非常にコスト負担がかかり一番悪い例となっている。安全が大事だが職員が書類作成で疲弊してしまうと安全への力を削ぐことになりかねない。是非、持ち帰って国土交通省で議論していただきたい。

(生田貸切係長) 適正化機関が発足して5年が経過したところでもあり、国土交通省を交えて議論を深めていきたい。

審議の結果、全員一致で承認。

議長から、第1号議案、第2号議案に係る答申書(案)のとおり理事長あて答申することを決定した。

(報告事項)

(1) 諸規程の一部改正について

事務局から配布資料に基づき「理事会運営規則」、「職員給与規程」、「非常勤適正化事業指導員の就業に関する規程」、「出張旅費規程」の一部改正について報告を行った。

(2) 巡回指導実施状況について

事務局から配布資料に基づき巡回指導の実施状況について報告を行った。

(3) 令和3年度負担金の納付状況について

事務局から配布資料に基づき令和3年度負担金の納付状況について報告を行った。

以上をもって、議案の審議等を終了し、諮問委員会を閉会。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

令和4年3月14日

議事録署名人 議 長 岩 倉 成 志

議事録署名人 青 山 佳 世